

4. 集落営農組織の設立手順



集落営農組織を設立する場合の手順はどうなりますか？



設立の手順としては次のようなものが考えられます。集落の現状をしっかりと把握し、将来の集落のことを集落全員で考えてみるのが大切です。

集落営農に取り組む合意を得る

中山間地域等直接支払制度などを活用して「集落農地の維持や効率的な営農等の集落営農の取り組みを進めること」について合意をつくりあげることが大切です。

【ポイント】

「きっかけ」を活かす

きっかけを的確にとらえ集落の将来を話し合おう

きっかけとは……たとえば

- ・中山間地域直接支払制度で組織化を検討することになった
- ・ほ場整備が行われることになり整備後の機械確保が必要となった
- ・定年退職やリターン等でリーダーやオペレーターが確保できそうだ

集落営農を具体的に検討する場を設定する

とりまとめ役等のリーダーを決め、検討会（準備委員会）のメンバーを選出します。

【ポイント】

それぞれの役割を果たす複数のリーダーが必要

（まとめ役、推進役、夢づくり役など）

リーダーの役割

- ・集落内の意向や問題点の把握ととりまとめ
- ・集落全体の合意の取り付け
- ・関係機関等の連絡調整と交渉

リーダーをサポートしよう

検討メンバーは10人以内



集落営農の案づくりをする

検討会で集落の現況、課題を話し合い、どのような集落営農を行うかを検討します。アンケート調査等を実施し、機械の所有状況や営農意向等を把握しましょう。

【ポイント】

集落の実態を把握し、課題を整理しよう

機械や農地の効率的に利用しよう

関係機関を活用しよう

集落営農の案を集落（地域）で検討する

みんなで十分に協議し、修正すべきは修正し、実行可能な計画に練り上げましょう。

【ポイント】

検討会には世帯全体の幅広い参加を呼びかけよう

数回に分けるなど、わかりやすく、具体的な説明を心がける

集落営農組織への合意形成

無理のない集落営農から取り組みを始めましょう。(機械の共同利用から検討)

【ポイント】

視察研修等を行い、集落営農の理解を深めよう
できるだけ多くの集落員の同意を得よう

集落営農組合の設立

まずはここから始めてみませんか？

1. 集落の10年後の姿を話し合ってみよう

5年後、10年後の自分たちの集落の姿を考えたことがありますか。高齢化は？ 耕作放棄地は？ 自分の家の経営は？

“その時”が来る前に、将来の集落のことを集落全員で考えてみるのが大切です。

集落が抱えている問題



2. なぜ、集落営農なのか充分論議しよう

「集落営農」に取り組む“きっかけ”が「目的」になってしまっているのは営農組合は長続きしません。

皆に共通する課題を話題として提供し、検討を始めることが大切です。

集落営農とは、「これからの農業をみんなで考え、みんなで取り組むこと」です。

3. 田植機・コンバインを共同利用しよう

年に数回しか使わない「田植機」や「コンバイン」などの農業機械は、高額な上、その維持管理費も決して安くはありません。

これらの機械を集落で共同購入し利用すれば、割安になり、集落の水田面積に応じた高性能な機械で効率よく作業が行えます。

まずは、できることから取り組みを始めることが大切です。